

## 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則

昭和32年4月1日  
公安委員会規則第3号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則をここに公布する。

### 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則

秋田県警察職員定数条例（昭和29年6月30日秋田県条例第33号）第3条の規定に基づき、この規則を制定する。

第1条 秋田県警察職員の部署別及び階級別定員は、別表のとおりとする。

（昭和56年公安委員会規則第3号・一部改正）

第2条 前条に規定する配分の細部については、秋田県警察本部長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- この規則は、昭和32年4月1日から施行する。
- 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和31年4月10日秋田県公安委員会規則第2号）は、廃止する。
- 平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における警察官の部署別及び階級別定員は、別表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

| 階級の区分<br>部署の区分 | 警 視     | 警 部     | 警部補      | 巡査部長     | 巡 査      | 計        |
|----------------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 本 部            | 人<br>50 | 人<br>85 | 人<br>174 | 人<br>131 | 人<br>102 | 人<br>542 |
| 署              | 29      | 75      | 283      | 405      | 488      | 1,280    |
| 計              | 79      | 160     | 457      | 536      | 590      | 1,822    |

（平成4年公安委員会規則第5号・平成5年公安委員会規則第2号・平成6年公安委員会規則第2号・平成7年公安委員会規則第2号・一部改正）

附 則（昭和33年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、警察署の項の改正規定は、昭和35年1月1日から適用する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年公安委員会規則第3号）  
この規則は、昭和41年4月12日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年公安委員会規則第2号）  
この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年公安委員会規則第4号）  
この規則は、昭和43年3月28日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年公安委員会規則第6号）  
この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年公安委員会規則第3号）  
この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年公安委員会規則第3号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年公安委員会規則第4号）  
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年公安委員会規則第3号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年公安委員会規則第6号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年公安委員会規則第6号）  
この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年公安委員会規則第2号）  
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年公安委員会規則第5号）  
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年公安委員会規則第3号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規則第1号）  
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第6号）  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規則第5号）  
この規則は、平成十四年4月1日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第8号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第3号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第5号）  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第3号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第3号）  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第3号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第5号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第5号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第3号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年公安委員会規則第 3 号）  
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公安委員会規則第 7 号）  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年公安委員会規則第 4 号）  
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規則第 6 号）  
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

| 職員の区分<br>階級の区分<br>部署の区分 | 警 察 官 |     |     |      |     |       | 警察官<br>以外の<br>職 員 |
|-------------------------|-------|-----|-----|------|-----|-------|-------------------|
|                         | 警視    | 警部  | 警部補 | 巡査部長 | 巡査  | 計     |                   |
|                         | 人     | 人   | 人   | 人    | 人   | 人     | 人                 |
| 本 部                     | 51    | 98  | 162 | 135  | 190 | 636   | 292               |
| 署                       | 26    | 77  | 206 | 421  | 623 | 1,353 | 96                |
| 計                       | 77    | 175 | 368 | 556  | 813 | 1,989 | 388               |

（昭和63年公安委員会規則第 2 号・全部改正、平成 3 年公安委員会規則第 4 号・平成 4 年公安委員会規則第 5 号・平成 8 年公安委員会規則第 2 号・平成 9 年公安委員会規則第 3 号・平成10年公安委員会規則第 1 号・平成11年公安委員会規則第 2 号・平成12年公安委員会規則第 4 号・平成13年公安委員会規則第 6 号・平成14年公安委員会規則第 5 号・平成15年公安委員会規則第 5 号・平成16年公安委員会規則第 4 号・平成17年公安委員会規則第 5 号・平成18年公安委員会規則第 8 号・平成19年公安委員会規則第 4 号・平成20年公安委員会規則第 4 号・平成21年公安委員会規則第 3 号・平成22年公安委員会規則第 5 号・平成23年公安委員会規則第 5 号・平成24年公安委員会規則第 3 号・平成25年公安委員会規則第 2 号・平成26年公安委員会規則第 3 号・平成27年公安委員会規則第 3 号・平成28年公安委員会規則第 5 号・平成29年公安委員会規則第 5 号・平成30年公安委員会規則第 3 号・平成31年公安委員会規則第 4 号・令和 2 年公安委員会規則第 3 号・令和 3 年公安委員会規則第 7 号・令和 4 年公安委員会規則第 4 号・令和 5 年公安委員会規則第 6 号・一部改正）